

品川区障害者介護タクシー利用補助事業実施要綱

制定 令和7年3月13日 区長決定 要綱第23号

(目的)

第1条 この要綱は、移動の際に車椅子やストレッチャー等を使用するため外出困難な障害者に対し、日常生活のために必要な介護タクシー（国土交通省地方運輸局より福祉輸送限定の一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可を受けたタクシー業者のうち、区が介護タクシーの供給に関する業務を委託したタクシー業者に属するタクシーをいう。以下同じ。）の利用料金の一部を補助することにより、障害者の生活の利便性の向上および生活圏の拡大を図り、もって福祉の増強に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、品川区障害者福祉タクシー・自動車燃料費助成事業実施要綱（令和6年品川区要綱第18号。以下「タクシー・燃料費助成要綱」という。）の規定に基づき助成券の交付を受けている者であって、次に掲げる要件を備えているものとする。

（1）身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度がアからウまでのいずれかに該当すること。

ア 肢体不自由であって下肢機能もしくは体幹機能に係る障害または脳原性運動機能障害のうち移動機能障害について、障害の程度が3級以上であること。

イ 視覚障害の程度が2級以上であること。

ウ 内部障害の程度が1級であること。

（2）外出時の移動に車椅子、ストレッチャー等を使用し、介護タクシーを利用すること。

(補助対象費用)

第3条 本事業における補助対象費用は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（1）予約料 対象者が介護タクシーに乗車する場合の予約料金をいう。

（2）迎車料 対象者が介護タクシーに乗車する場合の迎車料金をいう。

（3）基本介助料 対象者が介護タクシーに乗車する場合の、乗降時等の介助に係る料金をいう。

ただし、階段昇降や複数名による介助を要した際に追加で発生する介助料金については含まない。

(利用補助券)

第4条 区長は、対象者に対し、介護タクシーの予約料、迎車料および基本介助料にのみ使用できる介護タクシー利用補助券（第1号様式。以下「利用補助券」という。）を交付する。

2 利用補助券の交付枚数は、別表第1に掲げる申請月の区分に応じ、同表に定めるとおりとする。

3 利用補助券の有効期限は、当該利用補助券を発行した日の属する年度の末日までとする。

(利用補助券の交付等)

第5条 利用補助券の交付を受けようとする者は、介護タクシー利用補助券交付申請書（第2号様式）を提出するとともに、身体障害者手帳を提示して、区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の規定により申請をした者に対し、利用補助券を交付することが適当と認めたときは、利用補助券を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、区長は、毎年度4月、前年度に利用補助券を交付した者を第1項の規定による申請を行った者とみなして、第2条に規定する要件を調査し、該当することを確認した者に利用補助券を交付するものとする。

(利用補助券の使用)

第6条 前条の規定により利用補助券の交付を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、介護タクシーに乗車する場合、乗車1回につき利用補助券1枚を運転手に渡すものとする。

2 交付対象者は、補助対象費用を除いた介護タクシーの利用料金に相当する額を負担するものとし、当該額の支払にあつては、タクシー・燃料費助成要綱第7条の規定により助成券を使用することができる。

（業務の委託）

第7条 区長は、本事業の目的を達成するため、次に掲げる業務について、当該各号に定める者に委託する。

（1）介護タクシーの供給に関する業務 別に定めるタクシー業者

（2）利用補助券の交付および次条に規定するタクシー業者に対する支払に関する業務 社会福祉法人品川区社会福祉協議会

（支払）

第8条 区長は、前条第1号に規定する業務の委託に要する費用として、タクシー業者が交付対象者より受領した利用補助券1枚につき、当該交付対象者が介護タクシーに乗車した際に発生した補助対象費用および当該補助対象費用の3パーセント相当額を事務手数料として当該タクシー業者に支払うものとする。

（資格の消滅）

第9条 交付対象者が死亡したときまたは第2条に掲げる要件に該当しなくなったときは、介護タクシーの利用補助を受ける資格は消滅する。この場合において、区長は、未使用の利用補助券があるときは速やかに返還させるものとする。

（不正使用の禁止）

第10条 交付対象者は、利用補助券を不正に使用し、または他人に譲渡してはならない。

2 区長は、交付対象者が前項の規定に違反したときは、利用補助券の交付の決定を取り消すものとする。

3 区長は、前項の規定により利用補助券の交付決定を取り消した場合は、残存する利用補助券の全部の返還を命ずるものとし、次年度以降の利用補助券を交付しないことができる。

4 区長は、第2項の規定により利用補助券の交付決定を取り消した場合は、当該交付対象者から、不正に使用し、もしくは他人に譲渡した利用補助券の額面金額に相当する金額の全部または一部を返還させることができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

2 令和7年度における利用補助券の有効期間は、令和7年7月1日から令和8年3月31日までとする。これに伴い、令和7年度の利用補助券の交付枚数は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（1）令和7年4月1日から令和7年6月30日までに申請した者 36枚

（2）令和7年7月1日から令和8年3月31日までに申請した者 別表第1に掲げる申請月の区分に応じ、同表に定める交付枚数

別表第 1

申請月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
交付枚数	48 枚	44 枚	40 枚	36 枚	32 枚	28 枚	24 枚	20 枚	16 枚	12 枚	8 枚	4 枚

（表）

年度

品 川 区

介護タクシー利用補助券

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

＊この券は、他人に貸したり、譲渡することはできません。

＊有効期間が過ぎたり、区外へ転出したときは、残りの券をお返してください。

（裏）

利 用 上 の 注 意

(表)

年度

品川区介護タクシー利用補助券

年 月 日まで有効

有効期間
年 月 日から
年 月 日まで

品川区長

※利用者記入欄

車いす等の使用状況

(裏)

注意事項

※タクシー事業者記入欄

利用日	
利用区分	
☐ 予約料 ☐ 迎車料 ☐ 基本介助料	
タクシー組合（会社）名	乗務員名

事務取扱い・問い合わせ
品川区社会福祉協議会

介護タクシー利用補助券交付申請書

年 月 日

品川区長 あて

私は、介護タクシー利用補助券の交付対象となるため、次のとおり申請します。

障害者	住 所	品川区 丁目 番 号 電話 ()		
	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日
	手帳区分	1. 下 肢 ・ 体 幹 1 ～ 3 級 2. 視 覚 障 害 1 ・ 2 級 3. 内 部 障 害 1 級		
	車いす等の 使用状況	☐ 手動式車いす ☐ 電動車いす ☐ リクライニング式車いす ☐ ストレッチャー ☐ 子ども用車いす（バギー） ☐ その他 ()		

申請者 （障害者と同じ場合は記入不要です。）

氏 名 (障害者との関係)

住 所 電 話